

OITA SHINREN REPORT 2025

JA大分信連レポート



大分の豊かな未来を
地域と共に。



経営管理委員会会長
壁村雄吉



代表理事理事長
後藤文生

ごあいさつ

皆さまには、平素より大分県信用農業協同組合連合会（JA大分信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年に設立以来、大分県農業の振興と農家経済の安定向上、地域社会の発展に貢献することを基本に、会員と密接に連携をしながら、金融面から支援する地域金融機関として、着実な業務展開に努めてまいりました。

ここに、当会の経営方針、組織・業務の内容、令和6年度の業況などについてご紹介するため、ディスクロージャー誌「JA大分信連レポート」を作成いたしました。

本誌によって、皆さまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会におきましては、JAバンクの一員として基本的使命と社会的責任を果たすため、リスク管理の徹底とコンプライアンス（法令等遵守）の実践に取り組むとともに、収益基盤の拡充強化と経営の合理化・効率化に努めてまいり所存でございます。

今後とも、地域の皆さまに親しまれ、信頼されるJA大分信連をめざし、役員職員ともども努力してまいり所存でございますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

目次

JAバンク大分とは	1
当会の考え方	3
主な事業の概要	11
地域貢献情報	14
業務のご案内	19
信連の概要	23
ご案内	26
資料編Ⅰ	27
資料編Ⅱ	48
役員等の報酬体系	65
索引	66

本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。金額は、原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

発行 令和7年7月

編集 大分県信用農業協同組合連合会
(管理部企画管理課)

〒870-0846 大分市花園三丁目2番17号
TEL 097-547-8510

JAバンク大分とは

JAグループとJAバンク

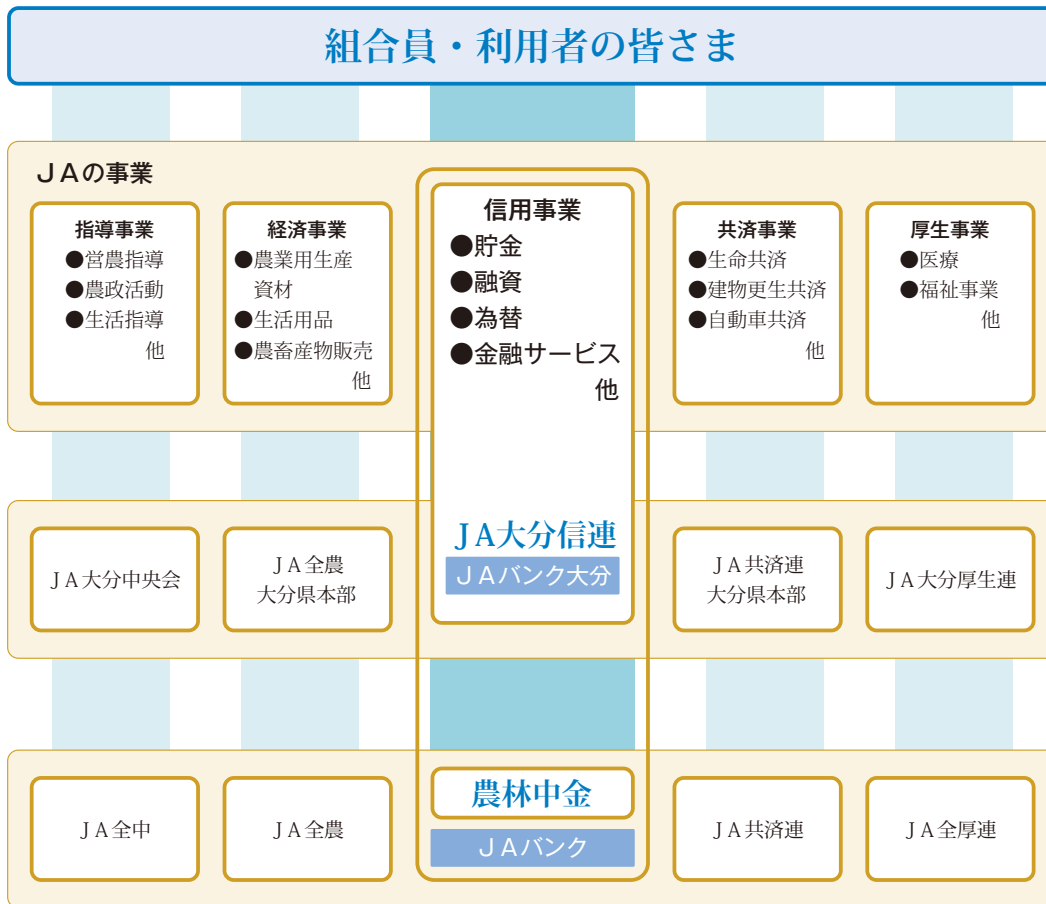
「JA」は農業協同組合の愛称です。

JAグループは、地域段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織で、組合員並びに地域の利用者の皆さまに、便利で安心なグループとしてご利用いただけるよう、信用、共済、経済、指導、厚生事業など様々な事業を行っております。

そのうち貯金・為替・融資などの業務を行う信用事業は、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、全国のJA・信連・農林中金(JAバンク会員)で「JAバンク」を構成し、実質的にひとつの金融機関として民間最大級の店舗網を展開しています。

JAバンク大分とは、大分県のJAと信連とが信用事業を一体的に展開する仕組みです。

JAグループ組織図



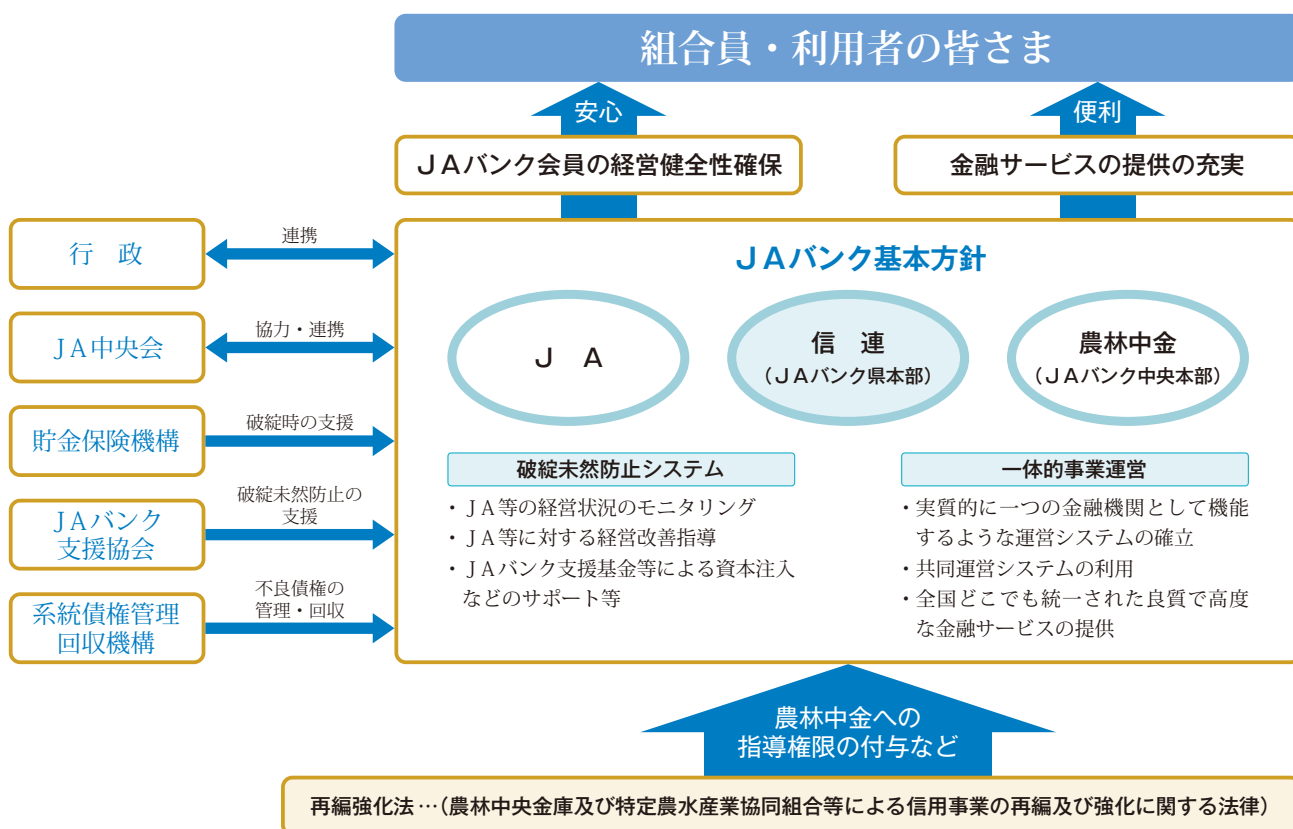
JAグループ

安心・便利のJAバンク

JAバンクシステム

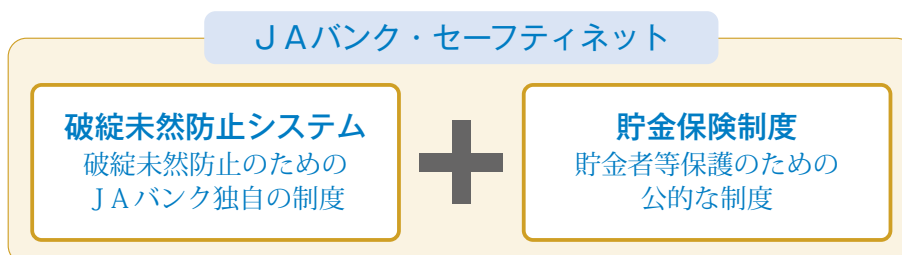
組合員・利用者の皆さまから一層信頼され、安心してご利用いただくための、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に基づき、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)の総意として「JAバンク基本方針」を制定しています。

このJAバンク基本方針に基づき、全国のJA・信連・農林中金が一体的に事業運営に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。JAバンクシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かいお客様との接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っており、安心と便利をお約束する仕組みです。



JAバンク・セーフティネット

JAバンクは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティネット」を構築し、会員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」をお届けしています。



■ 当会の考え方

経営理念

当会は、県下JAと一体となり、農業経済安定・向上を図る他、組合員の皆さま、地域の利用者の皆さまのため、高度化、複雑化する金融ニーズに対応し、安心・便利にご利用いただけるJAバンクを目指し事業に取り組んでいきます。

経営方針

- 農業専門の地域金融機関としてJAとのネットワークを活かし、農業の振興と地域の活性化に積極的に取り組みます。
- 経済・金融情勢の変化に対しリスク管理を徹底し、収益基盤の拡充強化と経営の合理化・効率化に努めます。
- 基本的使命と社会的責任を果たすため、法令等遵守を徹底します。

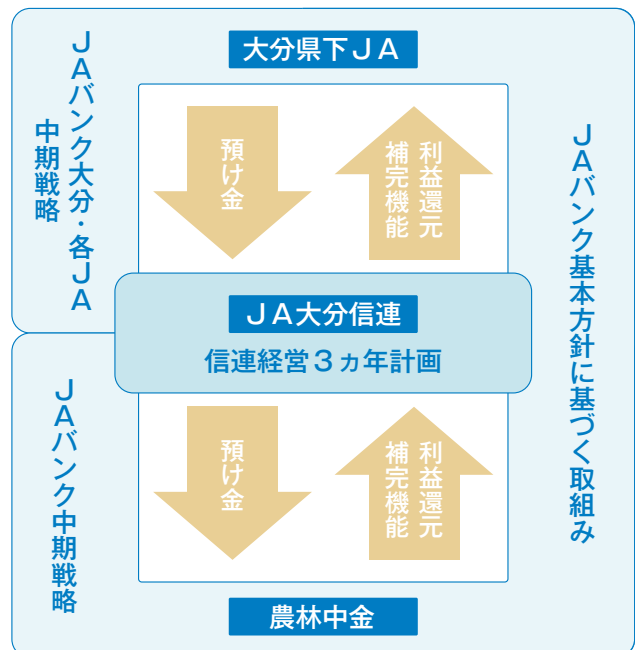
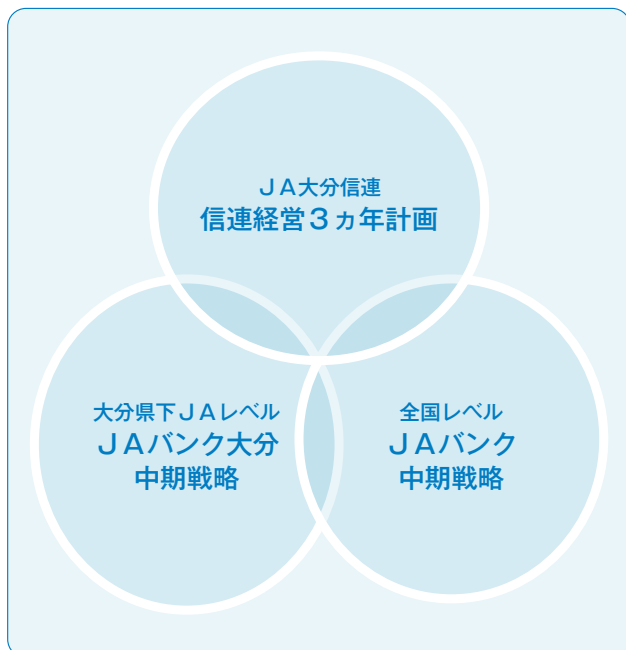
事業計画

中期3カ年計画

JAバンク基本方針に基づくJAバンク中期戦略を実践するために、JAバンク大分中期戦略を策定し、さらには信連経営3カ年計画を策定し実践しています。

JAバンク大分中期戦略

全国の総合戦略である、JAバンク中期戦略とJAバンク大分中期戦略を基本に各JAでの戦略を定め具体的な実践事項に取り組んでいます。



年度計画

年間の事業計画についても、各々策定しておりますが、当会においても「令和7年度事業計画書」を策定し、経営理念・方針の実践に努めています。

コンプライアンス体制

コンプライアンス基本方針

農業者及び地域の企業・住民の皆さまのための協同組織金融機関として、その基本的使命と社会的責任を自覚し地域の発展に資するために、以下の「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め遵守するとともに、役職員一人ひとりが自己責任原則に基づいて日常の業務運営に取り組むためのコンプライアンス・プログラムを策定し実践します。

1. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客様本位のサービス提供により、お客様のニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切に応じ、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断をします。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

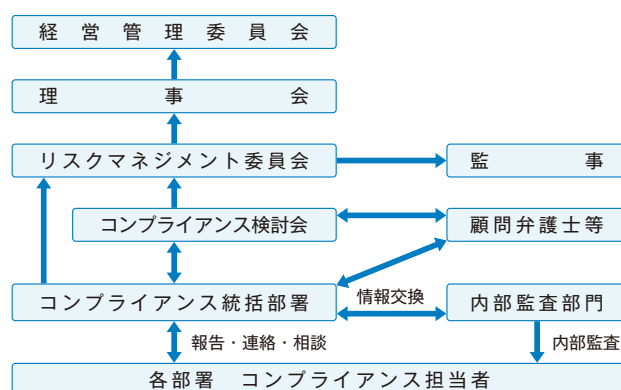
5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め持続可能な社会の実現に貢献します。

【コンプライアンス体制図】



金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたって以下の「金融商品の勧誘方針」を定め遵守するとともに、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。

4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。

5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の「利用者保護等管理方針」を定め遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っています。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)及び情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【金融ADR制度への対応】

苦情処理措置の概要

当会では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会の業務に関するご相談及び苦情等を受け付ける措置を講じております。

1. 苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて会内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
2. 苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
3. 受け付けた苦情等については、定期的に当会の経営陣に報告するとともに、会内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

当会の相談・苦情等受付窓口… 貯金・為替関連：事務集中課 097-547-8690
 融資関連：融資課 097-547-8646 農業融資課 097-547-8654
 有価証券関連：資金証券課 097-547-8692

上記のほか下記の連絡先でも受け付けます。
 JA大分信連 リスク管理室 097-547-8529
 JA大分信連 ホームページ <https://www.jabank-oita.or.jp/sinren/>
 受付時間：午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

4. 「JAバンク相談所」でも、当会の業務に関するご相談・苦情をお受けしております。
 なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、「JAバンク相談所」ではお答えできないこともございますので、その際は当会の窓口にお問い合わせください。

JAバンク相談所 電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)
 ※電話での問い合わせが難しい場合の問い合わせ方法は、JAバンクホームページ内の当相談所のページ
<https://www.jabank.org/support/soudan/> をご確認ください。

※お客様の個人情報、苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

5. 以下の弁護士会等が設置・運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当会の相談・苦情等受付窓口または上記JAバンク相談所へお申し出ください。なお、以下の弁護士会には直接申しいただくことも可能です。

名称	福岡県弁護士会紛争解決センター		
	福岡県弁護士会館	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
住所	〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-5	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2 裁判所構内 北九州弁護士会館	〒830-0021 久留米市篠山町11-5 筑後弁護士会館内
電話番号	092-791-1840	093-561-0360	0942-30-0144
受付時間	月～金曜日 10：00～16：00 (祝日・年末年始<12/29～1/4>を除く)	月～金曜日 9：00～12：00、 13：00～17：00 (祝日・年末年始<12/29～1/4>を除く)	月～金曜日9：00～17：00 (祝日・年末年始<12/29～1/4>を除く)

※上記内容は2024年4月現在のものです。最新の情報は、各弁護士会にご確認ください(弁護士会のホームページ等)。

利益相反管理方針の概要

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、「利益相反管理方針」（以下、「本方針」といいます。）を定め遵守します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

 - (1) お客様と当会との間の利益が相反する類型
 - (2) 当会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保します。

 - (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
4. 利益相反管理体制
 - (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に検証し、改善します。
5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報及び個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の「個人情報保護方針」を定め遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項及び当会の諸規程を誠実に遵守します。
2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本所及び出張所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得します。
4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員及び委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はしません。
7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等及び利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。
11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、業務を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

1. 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラ

インを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力等との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業協同組合を基本構成員とする協同組織の県域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

1. 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。

2. 当会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

3. 当会は、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当会は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。

5. 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の

金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 金融円滑化管理に関する体制

当会は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しています。

具体的には、

(1) 理事長以下、役員及び関係部長を構成員とする「リスクマネジメント委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会(一般社団法人全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しました。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めます。

【当会の「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組み】

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている会員・利用者等から資金調達の申し入れを受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客様の意向も踏まえた上で、検討します。
2. 経営者保証の契約時の対応について
 - (1) 会員・利用者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - (2) 保証金額の設定については、会員・利用者等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。
3. 既存の保証契約の適切な見直しについて
 - (1) 会員・利用者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性や保証金額等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。
4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

■本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

- ▶ 全国銀行協会
<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>
- ▶ 日本商工会議所
<https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

リスク管理体制

リスク管理方針

会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

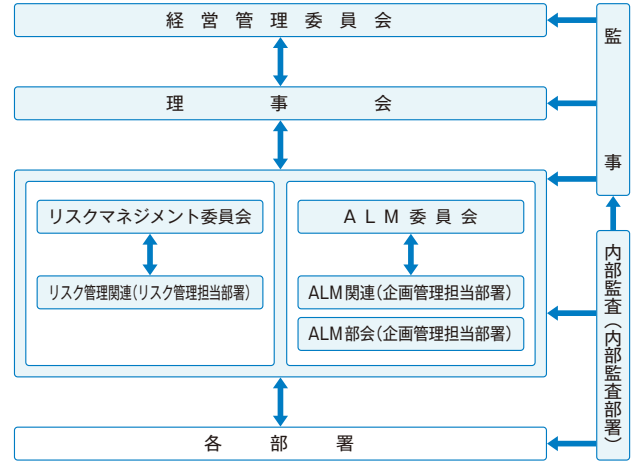
また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めます。

リスク管理体制

農業協同組合法第11条の2で規定されている経営の健全性確保を遵守するために、法令で定められた要件に基づく規制資本に関するマネジメント(規制資本管理)を実施するとともに、市場リスク、信用リスク等の各種リスクを統合的に把握し、リスク量を経営体力に見合う範囲内に収めるマネジメント(経済資本管理)を実施しています。

これらの実施状況を総合的に管理するためにリスクマネジメント委員会を定期的に開催し、リスク情報の共有化と適切なリスク対応を検討・協議しています。また、資金動向や収益管理については、ALM委員会で協議・決定し経営の安定化に努めています。

併せて、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。



市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債の価値が変動することで損失を被るリスクをいいます。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク

○資金繰りリスク

財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

○市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

オペレーショナル・リスク

業務の遂行に伴って受動的に発生するリスクをいいます。

○リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク
業務戦略、組織体制やコンピュータシステム等の統制機能、経営方針や手続きの遵守及び管理ミスや詐欺に関して発生するリスクをいいます。

○リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスク
マクロ経済や政策問題、法律や規制要因、金融業界のインフラシステム等の業務運営環境から発生するリスク、及び外生的な事象から発生し、業務遂行に伴って発生するリスクをいいます。

内部管理体制

審査体制

与信管理の運営にあたって、貸出審査の強化のために貸出の二次審査部署を設け、与信審査や信用格付審査など厳正な審査を行っています。

内部監査体制

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

資産の自己査定

適正な自己査定を実施すべく「自己査定要領」等を制定し、一次査定部署、二次査定部署において厳格に査定を実施しています。

また、「資産の評価及び償却・引当要領」に基づき、将来に備えて必要な引当を行っています。

業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するため、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、当会の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

【内部統制システム基本方針】

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当会の基本理念及びコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - (2) 重大な法令違反、その他法令及び諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - (3) 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - (4) 「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - (5) 当会の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - (7) 業務上知り得た当会及び関係会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
 - (3) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - (2) 理事は当会のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、当会経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - (2) 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - (3) 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 財務情報その他当会情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

■ 主な事業の概要

令和6年度の事業の概要

わが国の経済は、住宅投資など一部に弱めの動きがみられるものの、企業収益の良好な水準維持、設備投資の増加、雇用・所得環境の改善、個人消費の増加基調により緩やかに回復してきた。先行きについては、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、米国の関税政策による影響などが、わが国の景気を下押しするリスクとなっている。

金融面については、各国の金融政策変更の波紋が広がるなか、米国の関税政策が与える影響や地政学リスクの高まりなどから、内外の経済や金融市場を巡る不確実性が増しており、わが国に対する経済・物価動向にも不透明感が高まっている。日銀は、賃金と物価が想定どおりに動いていることから、令和6年度に2度の政策金利引き上げを実施したが、依然、実質金利は低水準にあるとして、中立金利まで利上げを行うとしている。今後の金融政策においては、為替動向や世界経済の先行きリスクなどをにらみながら、2%の物価安定の実現を目指した政策運営を行っていくとしている。

農政については、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」が改正され、食料安全保障を基本理念の柱と位置付けたうえで、国全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加えて、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義されるなど、食料安全保障についての考え方が抜本的に強化されており、今後、これらに関連する具体的な施策が進められる。

県下の農業については、令和5年度の農業産出額が1,342億円となり、前年と比べ、主に米、野菜および鶏の価格上昇に伴い産出額が増加したことから、97億円（7.8%）増加したものの、農業経営体数の減少、農業就業人口の高齢化の進行、担い手の減少等、課題は少なくない。そこで県は、今後10年間の県農林水産行政の基本方針となる大分県農林水産業振興計画「おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024」を令和6年9月に策定し、園芸・畜産の生産拡大を中心とした農業の成長産業化に取り組んでいくこととしている。

このような情勢のなか、当会は、経営3ヵ年計画ならびにJAバンク大分中期戦略の最終年度にあたり、「JAバンクならではの金融仲介機能の発揮」と「徹底的な業務効率化によるコスト構造の抜本的見直し・人材創出」を骨子とした具体的な取組みを実践し、JAの信用事業を補完するとともに、県域一体となった持続可能な収益構造の構築に取り組んだ。

また、JAバンクの一員として、基本的使命と社会的責任を果たすため、JAバンク基本方針に基づいた内部管理態勢のより一層の強化・健全性確保を図り、併せて、コンプライアンス基本方針の遵守とリスク管理の徹底及び収益基盤の拡充強化と経営の合理化・効率化に努めた。

JAバンク大分中期戦略の取組状況

令和6年度は、JAバンク大分中期戦略の最終年度であり、「農業・暮らし・地域」の各領域での取組みにおける方向性は不変であり、JAバンク経営戦略シートで可視化された各JAの目指す姿の実現に向け着実に取組みを押し進めていくためにJAバンク大分として、信用事業のデジタル化による事務の効率化を図りつつ、総合事業性を最大限生かしたJAの強みである「顔の見えるつながり」の実現に取り組みました。

1. 「農業」領域における取組み

- ①経営課題を可視化し、ニーズの発掘と深掘りを徹底
- ②営農経済事業等と連携したワンストップかつ高度なソリューションの提供
- ③生産部会等の接点を活かした営農経済事業等と連携した情報提供
- ④組合員の資産状況を可視化し、ニーズの発掘と深掘りを徹底

2. 「暮らし」領域における取組み

- ①組合員・利用者の豊かな暮らしの実現に向けたライフプランサポートの実践
- ②利用者に農業振興への関心・参画を促す金融サー

ビス・施策の提供

- ③地域住民のコミュニティ維持に資するインフラ提供・組合員・利用者のデジタル化進展、デジタルサービスを活用した新たな接点の構築

3. 「地域」領域における取組み

- ①それぞれの地域の課題・住民ニーズに即した地域活性化への取組み
- ②農業振興を意識した地域活性化の取組み

4. 業務効率化にかかる取組み

- ①コスト構造の抜本的見直しと人材創出に向けた取組み

最近の5事業年度の主要な経営指標

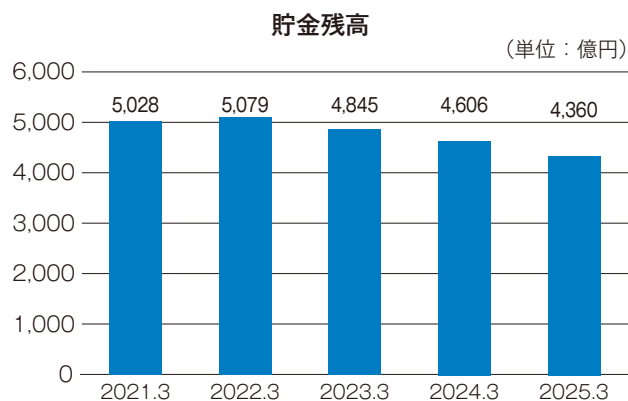
(単位：百万円、口、人、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	5,813	4,864	4,915	4,991	5,998
経常利益	1,311	1,010	444	596	716
当期剰余金	1,307	1,180	597	530	831
出資金 (出資口数)	15,509 (387,747)	15,509 (387,742)	15,504 (387,618)	15,504 (387,618)	15,504 (387,618)
純資産額	29,226	28,194	25,484	27,020	23,782
総資産額	544,940	550,281	523,008	497,499	466,335
貯金等残高	502,851	507,928	484,508	460,684	436,070
貸出金残高	61,857	66,084	66,883	80,893	80,066
有価証券残高	144,606	147,448	137,127	125,625	117,245
剰余金配当金額	468	466	459	448	—
・普通出資配当額	155	155	155	155	—
・事業分量配当額	313	311	304	293	—
職員数	67	81	77	77	79
単体自己資本比率	13.60	13.80	14.36	14.72	14.37

(注)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

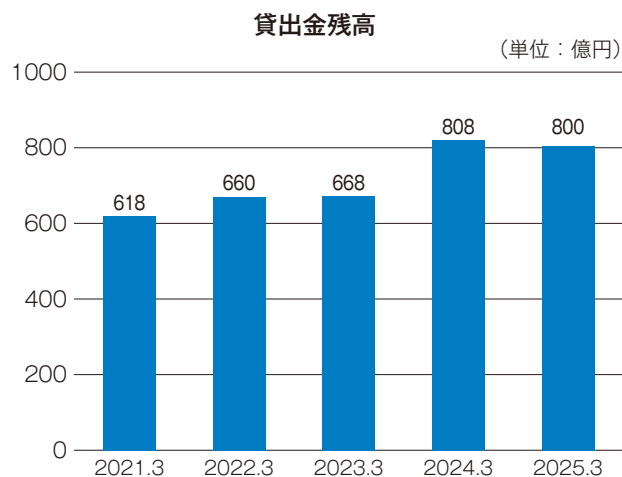
貯金

県下JA、連合会及び地方公共団体・個人・法人より資金調達に努めた結果、貯金残高は、当期首比246億円減少し4,360億円になりました。



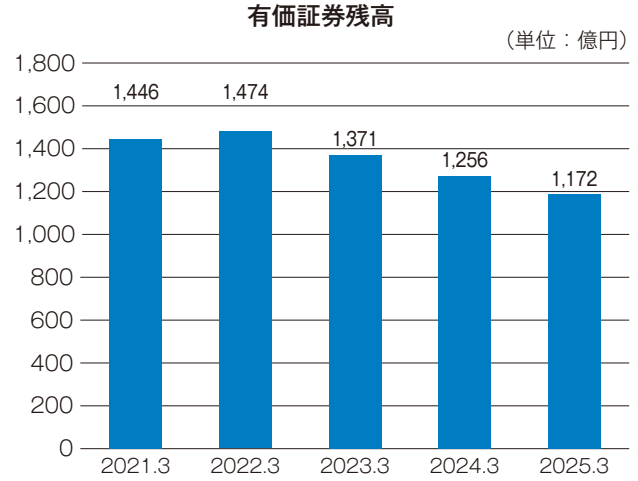
貸出金

農業専門金融機関、地域金融機関として農業・系統関連企業・地場優良企業・地方公共団体等の貸出に努めた結果、貸出金残高は、当期首比8億円減少し800億円になりました。



有価証券

海外では欧米の中央銀行による利下げが続いた一方、日銀は2度の政策金利引き上げを行い、今後も追加利上げの可能性を示唆するなど、相場が振れやすい運用環境となるなか、各国の財政・金融政策や市場動向等を注視し、期間収益の確保及びポートフォリオの改善に努めた結果、有価証券残高は、当期首比83億円減少し1,172億円になりました。



損益の状況

当年度の経常収益は、前期比20.1%増加しました。
また、当期剰余金は831百万円で、当期未処分剰余金は1,153百万円となりました。

